

埼玉学習センター施設の一時使用(有料)申込み手続きについて

埼玉学習センターでは、一部の講義室等を有料で貸出しております。
手続きの流れは、下記の通りです。

- ①メール又は電話にてご希望の講義室等の空き状況を確認してください。
メール:saitama-sc@ouj.ac.jp 電話番号:048-650-2611
- ②「建物等使用申込書」を記入し、押印の上、以下宛先まで郵送にてご提出ください。
 - ・提出期限は、**利用希望日の一ヶ月前まで**です。
 - ・申込書は、当センターのウェブサイトからダウンロードのうえ記入してください。
 - ・企業・団体等の申込みについては、代表者名でお申込みください。
 - ・備考欄に担当者の名前・連絡先(住所・メールアドレス等)を記入してください。**【提出先】〒330-0853 さいたま市大宮区錦町682-2JACK大宮ビル内**
放送大学埼玉学習センター 宛
- ③申請内容を確認し、貸出可能な場合は、承諾書及び請求書を申込者の住所へ郵送します。
- ④請求書に記載の支払期日又は使用日前日のいずれか早い日までに、使用料をお振込ください。
なお、振込手数料はご負担いただきます。
キャンセルの場合でも、使用料の返金はできかねます。
- ⑤当日は、窓口にて承諾書をご提示願います。
- ⑥使用終了時は、机・椅子等を移動した場合は、移動前の状態に原状復帰してください。

【貸出しのできる物品について】

机・イスなどの他に、プロジェクターを貸し出すことができます。

使用を希望する場合は、「建物等使用申込書」の備考欄にその旨を記載ください。

なお、プロジェクターを使用する場合、接続するPCについては当方ではお貸しできません。

また、使用方法のご説明及びPCとの接続テスト等のため、事前来所が必要となります。

【注意】次の場合には、施設の一時使用はできません。

- ・ 宗教的又は政治的な活動を目的とするものである場合
- ・ 違法又は不当な行為を目的とするものである場合
- ・ 専ら営利を目的とする場合
- ・ その他、センターの管理運営上支障があると認められる場合等